



佐賀県公報

平成17年
12月1日
(木曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (一三五・職員課) 一
人事委員会事項

◎職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則 (規則・三八) 三

◎平成十七年改正給与条例の施行の日において昇格又は降格をした職員の特例に関する規則 (" ・三九) 四

◎平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (" ・四〇) 五

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (" ・四一) 七

◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・四二) 一〇

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・四三) 三

◎特勤勤務手当等支給規則の一部を改正する規則 (" ・四四) 三

◎佐賀県現業水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 (規程・二) 三

公布された規則のあらまし

- ◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第一三五号)
 - 1 給料表の全給料月額を改定することとした。(別表第一関係)
 - 2 給料の調整額の調整基本額を改定することとした。(別表第七関係)
 - 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。

規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三百三十五号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任	1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
用職	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
員以	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
外の	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
職員	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
	28	225,900	269,200	301,300	317,700		
	29	227,800	270,700	303,100	319,900		
	30	229,800	272,300	305,000	322,100		
	31	231,700	273,900	306,800	324,100		
	32	233,300	275,600				
	33		277,100				
再任用職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900

別表第七中「5,427円」を「5,409円」に、「5,593円」を「5,575円」に、「5,764円」を「5,746円」に、「9,200円」を「9,100円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の変更等)
- 2 最高号給を超える給料月額の変更等、この規則の施行の前日の異動者の号給等の調整及び職員が受けていた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)に基づく一般職員の例によるものとする。

○ 人事委員会事項

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第三十八号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則
(最高号給を超える給料月額の変更等)

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十九号)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)別表第一から別表第四まで又は佐賀県公立学校職

員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(学校職員給与条例別表第一の備考の(二)又は別表第二の備考の(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

その者の施行日の前日における 施行日の前日におけるその者の給料月額(以下「旧給料月額」) 属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の県職員給与条例第四条第八項ただし書若しくは学校職員給与条例第六条第八項ただし書の規定又は佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで若しくは佐賀県公立学校給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十九号)附則第四項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

第三条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第七条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{その年の施行日の前日における給料月額} \\ & - 913,000\text{円} \end{aligned}$$

$$132,000\text{円} \times \frac{132,000\text{円}}{913,000\text{円}} + 911,000\text{円}$$

(任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第四条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)第五条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{その年の施行日の前日における給料月額} \\ & - 870,000\text{円} \end{aligned}$$

$$108,000\text{円} \times \frac{108,000\text{円}}{870,000\text{円}} + 868,000\text{円}$$

(特定の職員の号給等の切替え等)

第五条 学校職員給与条例別表第一又は別表第二の給料表の適用を受けていた職員で、施行日の前日までに県職員給与条例別表第一の給料表の適用を受けることとなり、引き続き施行日に同表の適用を受けるものの施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用する期間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の廃止)
- 2 職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第十八号)は、廃止する。

平成十七年改正給与条例の施行の日において昇格又は降格をした職員の特例に関する規則をここに公布する。
平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十九号

平成十七年改正給与条例の施行の日において昇格又は降格をした職員の特例に関する規則

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十九号)の施行の日に昇格又は降格をした職員(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)第二条第一号に規定する職員をいう。)については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして同規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第四十号

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号。以下「改正県職員給与条例」という。)附則第五項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十九号。以下「改正学校職員給与条例」という。)附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十六条の五第六項及び第十七条第一項後段並びに改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)第二十条第一項及び第二十二条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例第十六条の五第六項、第十七条第一項後段若しくは第十七条の四第一項後段又は改正学校職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例第二十条第一項後段、第二十一条第一項後段若しくは第二十二条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等によ

り引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職員

二 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の適用を受ける職員

三 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の適用を受ける職員

四 国家公務員

五 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「退職手当条例」という。)第七条第五項第二号に規定する地方公共団体等の職員

六 退職手当条例第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

七 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第十三条第一号に規定する退職派遣者

(新たに職員となった者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第二条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)

第三条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間に於いて、職員が人事交流等により引き続き第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第三号までに掲げる者(以下この号及び次条において「佐賀県公立学校職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち佐賀県公立学校職員等として勤務した期間(同項において「佐賀県公立学校職員等期間」という。)を除く。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。))及び職員の分限に関する条例(昭和二十七年佐賀県条例第十八号)第二条各号のいずれかに該当して休職にされていた期間(給料

の全額を支給されていた期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、外国派遣職員期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は公益法人等派遣期間(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。))をいう。)

三 停職期間(地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第十条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第三項、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第三条又は営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則(昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第十二号)第三条第二項の規定により給与を減額されていた期間

五 佐賀県職員給与条例第十二条又は佐賀県公立学校職員給与条例第十三条の規定により給与を減額されていた期間

2 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十七年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期

間を含む。)のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正県職員給与条例附則第五項第一号又は改正学校職員給与条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の〇・四を乗じて得た額(第四条において「附則第五項第一号基礎額」という。)に満たないもの

(端数計算)

第四条 附則第五項第一号基礎額又は改正県職員給与条例附則第五項第二号若しくは改正学校職員給与条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 2 平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第十九号)は、廃止する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第四十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表(第2条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,100円
2級	6,500円
3級	8,500円。ただし、1号給8,271円
4級	9,700円
5級	10,200円
6級	10,800円
7級	11,200円
8級	11,800円
9級	12,800円
10級	13,500円
11級	15,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円
2級	9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円
3級	9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円
4級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5級	11,200円
6級	11,900円
7級	12,200円
8級	12,700円
9級	13,200円
10級	13,900円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,100円
2級	8,000円。ただし、2号給7,924円
3級	9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円
4級	10,200円
5級	11,100円
6級	11,900円
7級	13,000円

二 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円
2級	9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円
3級	10,200円。ただし、1号給9,909円
4級	10,600円
5級	11,000円
6級	12,400円

ホ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3級	12,700円(学校職員給与条例別表第一の備考の(二)に定める職員にあつては、12,900円)
4級	14,000円

ヘ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3級	12,200円(学校職員給与条例別表第二の備考の(二)に定める職員にあつては、12,500円)。ただし、1号給12,114円(同表の備考の(二)に定める職員にあつては、12,474円)
4級	13,600円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第四十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分		1 種	2 種	3 種
期間の区分				
1 年 未 満		306,900 円	268,500 円	216,000 円
1 年 以 上	2 年 未 満	306,900	268,500	216,000
2 年 以 上	3 年 未 満	306,900	268,500	216,000
3 年 以 上	4 年 未 満	306,900	268,500	216,000
4 年 以 上	5 年 未 満	306,900	268,500	216,000
5 年 以 上	6 年 未 満	306,900	268,500	216,000
6 年 以 上	7 年 未 満	306,900	268,500	216,000
7 年 以 上	8 年 未 満	306,900	268,500	216,000
8 年 以 上	9 年 未 満	306,900	268,500	216,000
9 年 以 上	10 年 未 満	306,900	268,500	216,000
10 年 以 上	11 年 未 満	306,900	268,500	216,000
11 年 以 上	12 年 未 満	306,900	268,500	216,000
12 年 以 上	13 年 未 満	306,900	268,500	216,000
13 年 以 上	14 年 未 満	306,900	268,500	216,000
14 年 以 上	15 年 未 満	306,900	268,500	216,000
15 年 以 上	16 年 未 満	306,900	268,500	216,000
16 年 以 上	17 年 未 満	302,500	264,500	212,700
17 年 以 上	18 年 未 満	298,100	260,500	209,400
18 年 以 上	19 年 未 満	293,700	256,500	206,100
19 年 以 上	20 年 未 満	289,300	252,500	202,800
20 年 以 上	21 年 未 満	284,900	248,500	199,500
21 年 以 上	22 年 未 満	273,000	238,600	192,200
22 年 以 上	23 年 未 満	260,800	228,500	184,700
23 年 以 上	24 年 未 満	249,000	218,800	177,700
24 年 以 上	25 年 未 満	237,100	208,800	170,300
25 年 以 上	26 年 未 満	225,100	198,900	163,100
26 年 以 上	27 年 未 満	210,000	185,200	152,000
27 年 以 上	28 年 未 満	195,200	171,800	141,400
28 年 以 上	29 年 未 満	180,300	158,400	130,600
29 年 以 上	30 年 未 満	165,100	144,700	119,500
30 年 以 上	31 年 未 満	147,800	129,800	108,000
31 年 以 上	32 年 未 満	130,400	114,800	96,200
32 年 以 上	33 年 未 満	113,300	100,100	84,800
33 年 以 上	34 年 未 満	82,800	75,300	65,300
34 年 以 上	35 年 未 満	55,000	52,500	47,500

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において「1種」とは第2条第1号の職を占める職員を、「2種」とは同条第2号の職を占める職員を、「3種」とは同条第3号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十四号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則(昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの

間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶

養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第三項に次の一号を加える。

三 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

第八条の二の表を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

七	六	五	四	三	二	一	号給
九一、〇〇〇	七七九、〇〇〇	六六六、〇〇〇	五八三、〇〇〇	五一三、〇〇〇	四五六、〇〇〇	四〇三、〇〇〇	給料月額(円)

別表第一(第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
用職	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
員以 外の 職員	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200								
29			310,600									
30			312,500									
31			314,400									
32			316,200									
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任	1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
用職	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
員以	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
外の	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
職員	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
	28	225,900	269,200	301,300	317,700		
	29	227,800	270,700	303,100	319,900		
	30	229,800	272,300	305,000	322,100		
	31	231,700	273,900	306,800	324,100		
	32	233,300	275,600				
	33		277,100				
再任用職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900

備考 この表は、職員のうち現業職給与規則第二条に掲げる職務と同種の職務に従事する職員に適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(最高号給を超える給料月額額の切替え等)
- 2 最高号給を超える給料月額額の切替え等、この規程の施行の日前の異動者の号級等の調整及び職員が受けていた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)に基づく一般職員の例又は佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年佐賀県規則第三百三十五号)に基づき現業職員の例によるものとする。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷